

岐阜県公報

目 次

告 示

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一

部改正

保安林の指定

公 示

家畜商講習会の開催

開発行為の工事の完了

正 誤

道路の供用開始中訂正

(出納管理課) 五八五^{ページ}

(飛騨農林事務所) 五八五

(畜産課) 五八六

(建築指導課) 五八八

(道路維持課) 五九

告 示

第 二 千 三 百 八 号

平成二十三年十二月二十日

(火曜日)

岐阜県告示第六百七号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示(平成十五年岐阜県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十二月二十日から適用する。

平成二十三年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「揖斐川町」を「揖斐川町 池田町」に改める。

岐阜県告示第六百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
高山市丹生川町日面字大谷西平一二二〇の一
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

公 示

家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 開催の期日及び場所

平成二十四年二月八日（水）及び同月九日（木）

岐阜市六条大溝四丁目四番七号 岐阜県家畜商協同組合事務所二階研修指導室

二 講習科目及び時間

家畜の取引に関する法令

四時間

家畜の品種及び特徴

四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病

六時間

三 受講手続

受講希望者は、受講申込書（別記様式第一号）に写真（申込み六カ月以内に撮影した上半身、無帽、正面向、無背景、縦三・六センチメートル、横二・四センチメートル）を添えて提出すること。ただし、家畜商法施行規則（昭和三十七年農林省令第四号）第四条の特別な資格を有する者で、家畜商法施行令第一条の四第一項ただし書の規定により講習時間の特例措置の適用を受けようとする者は、講習時間の特例措置適用申請書（別記様式第二号又は別記様式第三号）に、獣医師の免許を受けている者にあつては獣医師法第七条第二項の獣医師免許証の写しを、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては家畜改良増殖法第十八条の家畜人工授精師免許証の写しを添えて提出すること。

四 受講手数料

三千七百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受講申込書に貼付し、納付すること（消印しないこと）。

五 受講申込書の提出先及び受付期間

1 提出先

住所地为所管する農林事務所

2 受付期間

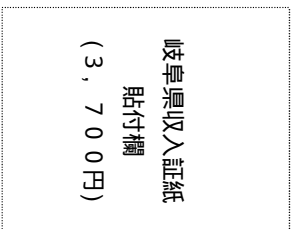
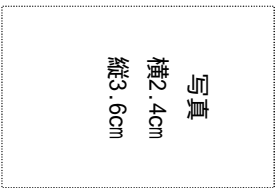
平成二十四年一月 四日（水）から

同 年一月二十七日（金）まで

六 その他

この講習会について不明な点は、各農林事務所農業振興課まで問い合わせること。

別記様式第 1 号



平成24年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
電話番号
ふりがな
氏 名
生年月日
印

平成23年度家畜商講習会受講申込書

家畜商法第 4 条の 2 第 1 項の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、縦長に使用する。)

別記様式第 2 号

(獣医師用)

講習時間の特例措置適用申請書

平成24年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
印

家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項ただし書きの規定により、講習時間の特例措置を受けたいので、獣医師法第 7 条第 2 項の獣医師免許証の写しを添えて、下記により申請する。

記

家畜商法施行規則第 4 条第 1 号に該当するため。

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、縦長に使用する。)

別記様式第3号
(家畜人工授精師用)

講習時間の特例措置適用申請書

平成24年 月 日

岐阜県知事 様

住所 氏名 印

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書きの規定により、講習時間の特例措置を受けたいので、家畜改良増殖法第18条の家畜人工授精師免許証の写しを添えて、下記により申請する。

記

家畜商法施行規則第4条第2号に該当するため。

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦長に使用する。)

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | |
|--|---|-------------------------------|---|--|
| <p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐建築第九五号の一〇 平成二一・三・一九 同岐建築第二八号の三 同二一・七・二七 同岐建築第三二号の九 同二三・六・二七 同岐建築第三二号の一 三 同三三・八・九</p> | <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>瑞穂市生津字西川原八〇八番一の一部 外一筆及び岐阜県所管法定外公共物 (河川)(第三工区)</p> | <p>公共施設の 種類</p> <p>道路</p> | <p>公共施設の 位置及び区 域</p> <p>開発登録簿 による</p> | <p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>大阪府大阪市北区天神橋二丁目北二番一 号 株式会社 大倉 代表取締役社長 川 合 洋 明 名古屋支店 取締役支店長 山 口 成 功</p> |
| <p>同岐建築第二二号の八 同二一・一〇・二七 同岐建築第三二号の一 七 同三三・一〇・一一</p> | <p>同 市本田字小橋西一六二番一及び一 六二番二</p> | <p>道路</p> | <p>同</p> | <p>大垣市新田町二丁目一四番地 医療法人社団 大誠会 理事長 松 岡 哲 平</p> |
| <p>同西建築第七三号 同二三・六・一七 同西建築第七六号の三 同三三・一一・八</p> | <p>安八郡安八町東結字芝原東一四一〇番 三及び一四一一番一</p> | <p>道路・下水 道</p> | <p>同</p> | <p>安八郡安八町北今ヶ淵一六三三番地の一 (クリエイト開発) 古 澤 康 裕</p> |
| <p>同西建築第七三号の二 同二三・七・二〇</p> | <p>同 郡同 町中須字裏並二四四番一及 び一四四番二</p> | <p>道路・下水 道</p> | <p>同</p> | <p>安八郡安八町南今ヶ淵五〇六番地の三 株式会社大安ハイム 代表取締役 渡 部 久 安</p> |
| <p>同中建築第六五号 同二三・六・二一</p> | <p>美濃加茂市下米田町今字亀田一七四番 一、一七五番一、一七六番一及び一七 七番一</p> | <p>道路、緑地、 水路</p> | <p>同</p> | <p>坂井市丸岡町下久米田三八字三三番 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤 永 賢 一</p> |
| <p>同中建築第六六号 同二三・九・一三</p> | <p>加茂郡白川町河岐字梅ヶ洞一〇七八番 二、一〇七八番三、一〇八〇番一、一 〇八一番、一〇八二番三、一一〇〇番 二、一一〇三番三、同郡同町三川字西 田二六一八番一の一部、二六一八番二、 二六一九番、二六二〇番の一部、二六 二三番の一部、二六二八番、二六三〇</p> | <p>消防の用に 供する貯水 施設</p> | <p>同</p> | <p>加茂郡白川町河岐七二五番地 白川町長 今 井 良 博</p> |

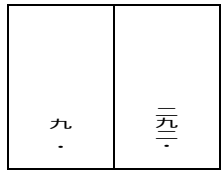
| | |
|---|--|
| <p>同中建築第五一号の八 同三三・四・一九 △可児市における開発許可 番号▽ 可児市指令建第六〇号の 一九 平成三三・四・一九</p> | |
| <p>△可児市における開発区域▽ 可児市中恵土字桃塚一七九九番一、一 七九四番六、一七九四番七、一七九四 番一四、一七九八番、一七九九番四、 一七九九番七、一八〇〇番、一八〇二 番一、一八〇二番二、一八三〇番、一 八三一番一、一八三一番二、一八三一 番三、一八三一番四、一八三一番及び 法定外公共物(赤道)</p> | <p>番二、二六三一番の一部、二六三二番 一の一部、二六三三番一、二六三三番 三、二六三三番二の一部、二六三三番 三の一部、二六三三番四、同郡同町三 川字瀬林二六三五番四の一部及び二六 三五番五の一部</p> |
| <p>道路 △可児市に おける公共 施設▽道路、 公園、下水 道、その他 (消防用施 設、ごみ集 積所)</p> | |
| <p>同</p> | |
| <p>下呂市金山町金山三三五六番地の一 有限会社サンワ開発 代表取締役 中 嶋 利 美</p> | |

正 誤

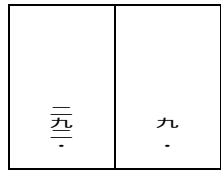
(原稿誤り)

平成二十二年三月二十六日号外(二) 道路の供用開始(岐阜県告示第二百四十二号) 四

頁上段の表中



は、



の誤り。

平成二十三年十二月二十日発行

発行所 岐阜県庁

岐阜市数田南一丁目一番二号

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・オール・テクノセンター